



FAIR CONSULTING
GROUP

FAIR CONSULTING GROUP

www.faircongrp.tax



| | | |
|--|---|---|
| Japan Tokyo Osaka Nagoya Fukuoka | India Gurgaon Chennai Bangalore | Australia Melbourne |
| Hong Kong Hong Kong | Indonesia Jakarta | Germany Munich Düsseldorf |
| Vietnam Hanoi Ho Chi Minh City | Thailand Bangkok | United States New York Los Angeles |
| China Shanghai Suzhou Shenzhen Beijing Guangzhou | Malaysia Kuala Lumpur | Israel Tel Aviv |
| Singapore Singapore | Taiwan Taipei | New Zealand Auckland |
| | Philippines Manila | |
| | Mexico León | |

移転価格事務運営要領の一部改正：金融取引

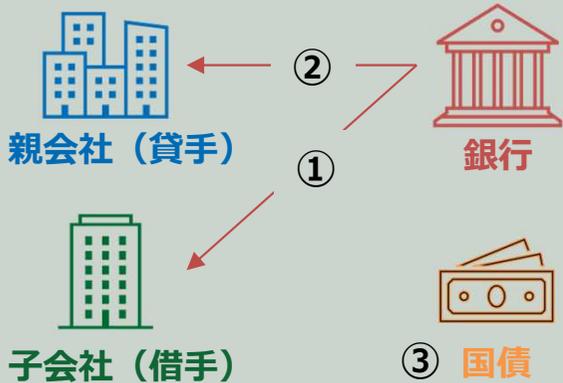
目次

- 金銭消費貸借取引 0
- 債務保証取引 0
- 改正の影響とFCTとしての見解 0
- ご参考：S&Pグループ格付け手法 0

金銭消費貸借取引①

金融取引における独立企業間利率算定方法の大幅な改正

2022年2月11日に公表されたOECDの金融取引に関する移転価格ガイダンスの内容を踏まえ、2022年6月10日付で、以下の通り移転価格事務運営要領が改正された。

| 国外関連取引の種類 | 旧制度 | 新制度 |
|-----------|--|---|
| 金銭消費貸借取引 | <p>独立企業間利率の料率設定は以下の三つの金利基準の順で算出された。</p> <ol style="list-style-type: none">①「借手」の調達金利②「貸手」の調達金利③国債等の運用利回り  | <p>NEW</p> <p>■ 旧制度の金利基準が①借手の調達金利を除き削除され、借手の信用力を信用力をもとに公開データ等から金利を算定することとなった。</p> <p>ポイント①： 市場金利等による独立企業間利率の設定</p> <p>ポイント②： 借手の信用力を適切に評価</p> <p>ポイント③： 銀行から提供される見積もり(バンカビリティ・オピニオン)に基づいた利率設定は原則として使用できない*</p> <p>*バンカビリティ・オピニオンに基づく利率設定であることのみを以って措置法第66条の4第1項の規定の適用がある場合に該当することにはならない</p> |

金銭消費貸借取引②

金銭消費貸借取引の新制度概要

| 国外関連取引の種類 | 新制度の概要 |
|-----------|--|
| 金銭消費貸借取引 | <ul style="list-style-type: none">■ 市場金利等による独立企業間利率の設定<ul style="list-style-type: none">対象となる関連者間の金銭消費貸借取引と通貨、時期、期間、借手の信用力その他の比較可能性に影響を与える要素が同様の状況の下にあるものにより比較対象取引の想定が可能な場合は、市場金利等を用いて想定した取引を比較対象取引とすることができるとされた。実務上、独立企業間利率はリスクフリー利率 + 借手のデフォルト率が原則となる。借手のデフォルト率は、借手の信用格付けなど借手の信用状態の評価結果を表す指標を用いる。 <p style="text-align: center;">例 リスクフリー利率 + スプレッド インターバンクレート、国債利回りなど 借手の信用力評価に応じたデフォルト率</p> <ul style="list-style-type: none">■ 借手の信用力を適切に評価<ul style="list-style-type: none">借手の信用力を事業会社が自ら評価することは実務的に困難であるが、評価は行わなくてはならない。今後は、信用格付に基づき、借手の信用力を算定する。 |

債務保証取引①

金融取引における独立企業間利子率算定方法の大幅な改正

2022年2月11日に公表されたOECDの金融取引に関する移転価格ガイダンスの内容を踏まえ、2022年6月10日付で、以下の通り移転価格事務運営要領が改正された。

| 国外関連取引の種類 | 旧制度 | 新制度 |
|-----------|-----------------------|---|
| 債務保証取引 | 独立企業間保証料率設定に係る規定はなかった | <ul style="list-style-type: none">■ 債務保証の対価性について、「保証者にとっての法的責任」と「被保証者に生じている経済的便益」の両面から検討すべきとされる。 <p>NEW</p> <p>ポイント①： 債務保証料率の算定方式を明示</p> <p>ポイント②： 具体的に三つのアプローチが算定方式として例示</p> |

債務保証取引②

債務保証取引の新制度概要

国外関連取引の種類

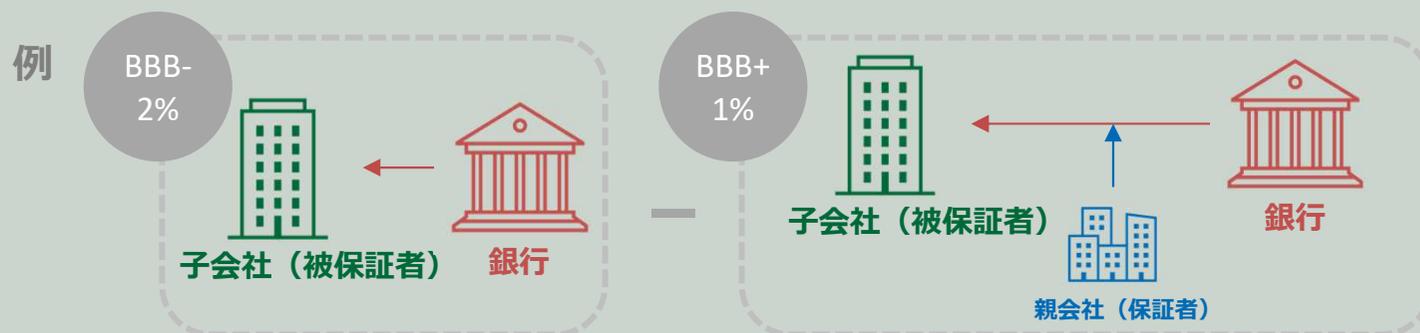
新制度の概要

債務保証取引

■ 独立企業間債務保証料率の設定に、次の3つのアプローチが例示された。

・ **イールドアプローチ**：(被保証者側の視点)

債務保証がある場合とない場合における被保証者の**資金調達レート**の差を債務保証料率とする方法。



*資金調達レートの差をもって設定された保証料は最大値であるため、全額を債務保証料とすると、被保証者側には全くメリットがない(2020年OECDの金融取引に関する移転価格ガイダンス)ことから、実務上は一定割合を保証料とすることが考えられる

・ **コストアプローチ**：(保証者側の視点)

被保証者がデフォルトとなった場合に保証人に生じる**期待損失額**を基に債務保証料率を算定する方法。

例

期待損失額

被保証者のデフォルト率×デフォルト時損失率(1-回収率)×ローン残高

min

+

対価

保証額×資本コスト

利得

・ **その他のアプローチ**：

第三者の信用状態に係る事由が生じた場合に**クレジット・デリバティブ取引におけるスプレッド**を基に**債務保証料率**を算定する方法。

改正の影響とFCTの見解

移転価格事務運営要領改正に伴う実務上の影響とFCTの見解

| 国外関連取引の種類 | 実務上の影響 |
|-----------|--|
| 金銭消費貸借取引 | <ul style="list-style-type: none">■ 市場金利等による独立企業間利率の設定 貸手の調達金利、国債等の利回り及びバンカビリティ・オピニオンに基づき利率を算出していた事業会社においては、今後はそれらの方法が市場金利として認められなくなることで、「最も適切な方法」で求めたことの説明及び税務当局がその対価が適切であると判断することが共に困難となり、独立企業原則適用のため、取引のより正確な描写が求められ、取引の内容やその特徴を、契約条件、機能リスク、資産・役務の特徴、経済状況、事業戦略等の観点から多面的に把握する必要が出る。 しかしながら、市場金利として参照すべき指標についての明確な例示がない状況であり、事業会社においては実務上国債等の利回りやバンカビリティ・オピニオンを参考とした利率設定に依存せざるを得ない。 LIBOR(ロンドン銀行間取引金利)の廃止、TIBOR(東京銀行間取引金利)も廃止の方向である一方、TORF(東京ターム物リスクフリーレート)が代替指標と言われるが、指針上において明確な規定がないため、当面税務当局の移転価格事務運営要領運用には、混乱が生じる可能性がある。■ 借手の信用力を適切に評価 借手の信用力評価は、格付けが付されている債券を発行する会社にとっては問題が生じないものの、格付けが付されている債券を発行していない会社は、一般的に自ら実施することは実務的に困難で、信用格付機関や外部専門家等に算出してもらうことが必要になる。なお、貸手となる親会社の信用格付けが不明な状況において、グループ格付手法やデータベースを用いた借手の信用力推定には困難を伴い、また、格付けソフトウェアなどの導入も一般事業会社においては現実的ではないことから、一般的に金融機関が貸付を実施する場合を想定し、借手が借入可能な格付を保有していると前提を置いた上で、借手の信用力評価を実施することが、実務上は求められる。 |
| 債務保証取引 | <ul style="list-style-type: none">■ 独立企業間債務保証料率設定 規定されている3つの方法のうち、実務上はイールドアプローチを用いた債務保証料率の算定になるが、保証者と被保証者の格付けが分からない状況においては、格付差に基づく債務保証料率が算定できないため、こちらも金銭消費貸借取引同様、実務上は前提を置いての算定になる。 また、保証者、被保証者の格付けが異なるとは言えず、その場合、コストアプローチを適用した保証料の算定以前に、債務保証料はそもそも不要であるとの結論が妥当となる可能性もある。 |

ご参考：S&Pグループ格付け手法

S&Pグループ格付け手法を用いた借手の信用力評価

GCP(Group Credit Profile)・SACP(Stand Alone Credit Profile)

事業体のグループ内での位置付けから潜在的な発行体格付けを求める方法
(グループ及び子会社単体の格付けが存在することが前提となります)

| グループ内での位置付け | 定義の要約 | 潜在的な発行体格付け |
|---------------------------------|--|---|
| 中核(core) | グループの現在のアイデンティティ（経営理念や独自性など）と将来の戦略に不可欠。予見可能なあらゆる状況において、グループ内の他の会社から支援が提供される可能性が高い。 | GCP(グループ全体的な信用力) |
| 戦略的に非常に重要(highly strategic) | グループの現在のアイデンティティと将来の戦略にほぼ不可欠。ほぼすべての予見可能な状況において、グループのほかの会社から支援が提供される可能性が高い。 | GCPを1ノッチ下回る。ただし、当該事業体のSACP(グループメンバーのスタンドアロン評価)がGCPと同等またはそれより高い場合は、潜在的な発行体格付けはGCPと同等となる。 |
| 戦略的に重要(strategically important) | 戦略的に非常に重要な子会社よりもグループにとっての必要性が低い。予見可能なほとんどの状況において、グループ内の他の会社から、支援が提供される可能性が高い。ただし、グループ支援の度合いに疑問を投げかける要因がいくつかある。 | SACPを3ノッチ上回る。スタンドアロン評価が少なくともGCPと同水準である場合を除き、GCPを1ノッチ下回る水準が上限となる。ただし、SACPがGCPと同等以上であった場合には、潜在的な発行体格付けはGCPと同等となる。 |
| 戦略的にやや重要(moderately strategic) | 予見可能な一定の状況において、グループ内の他の会社からの支援を正当化できるほど重要ではない。しかし、グループから何らかの形で最低限の支援が提供される可能性はある。 | SACPを1ノッチ上回る。GCPを1ノッチ下回る水準を上限とする。ただし、SACPがGCPと同等以上であった場合、潜在的な発行体格付けはGCPと同等となる。 |
| 戦略外(nonstrategic) | グループにとって戦略的な重要性はない。 | SACPと同水準。ただし、GCPを上限とする。 |

出所：<https://disclosure.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/delegate/getPDF?articleId=2815696&type=COMMENTS&subType=CRITERIA>

発行体格付けを求めるには、企業ごとの状況によって判断する必要があります。信用力評価でお困りの際は弊社にてアドバイスをさせていただくことが可能です。ぜひお問合せ下さい。

ご参考：S&Pグループ格付け手法（中核）

S&Pグループ格付け手法を用いた借手の信用力評価

多国籍企業のグループの子会社の位置付けを親会社から見て**5つのカテゴリー**に分類する。

- ①中核(Core)、②戦略的に非常に重要(Highly strategic)、③戦略的に重要(Strategically important)、④戦略的にやや重要(Moderately strategic)、⑤戦略外(Nonstrategic)

下記の**1~7の条件に全て当てはまり、且つ8~10のいずれか1つ以上に該当する場合は**、グループ内の位置づけ「中核(core)」と分類され、GCPと同等の格付け評価となり得る。

1. 売却される可能性が低い。
2. グループ全体の戦略に不可欠な事業または機能（グループ全体のリスクマネジメントや金融機能などを含む）ラインとして運営されている。当該子会社が担う活動、または販売する製品／サービスが、グループの主力事業および顧客基盤に非常に近接している（同じ市場をターゲットとしている場合が多い）。
3. 好況時にも不況時にも、グループ経営陣からの強力かつ長期の支援のコミットメントがあるか、もしくはそのような支援を引き出す誘因がある。
4. 経営状態がかなり良好であるか、中長期のグループ経営陣の特定のターゲットや収益目標に対する未達となる当面の懸念がない。また、子会社の事業リスクがグループの事業リスクに対して相当に高くない。
5. グループ連結に対し大きな割合を構成しているか、グループに完全に統合されている。
6. グループの評判、名称、ブランド、またはリスクマネジメントに密接に関連している。
7. 創業から5年以上経過している。
8. 主要グループと名称もしくは同じブランドを共有している。
9. 法務上、規制上、または税務目的で別々に法人化されているが、グループ内の一部門またはプロフィットセンターとして経営されている。子会社の事業や顧客、地域分布はそのほかのグループにおける主要業務と近似している。
10. 資本構成またはレバレッジが、グループ親会社と同程度もしくはさらに良好である。

8、9、10
のいずれか
1つ以上



ご参考：S&Pグループ格付け手法（戦略的に非常に重要）

S&Pグループ格付け手法を用いた借手の信用力評価

下記の1~3の条件に全て当てはまり、且つ4~7のうち3つ、8~10のいずれか1つ以上に該当する場合は、グループ内の位置づけ「戦略的に非常に重要(Highly strategic)」と分類され、GCPを1ノッチ下回る格付け評価となり得る。

1. 売却される可能性が低い。
2. グループ全体の戦略に不可欠な事業または機能（グループ全体のリスクマネジメントや金融機能などを含む）ラインとして運営されている。当該子会社が担う活動、または販売する製品／サービスが、グループの主力事業および顧客基盤に非常に近接している（同じ市場をターゲットとしている場合が多い）。
3. 好況時にも不況時にも、グループ経営陣からの強力かつ長期の支援のコミットメントがあるか、もしくはそのような支援を引き出す誘因がある。
4. 経営状態がかなり良好であるか、中長期のグループ経営陣の特定のターゲットや収益目標に対する未達となる当面の懸念がない。また、子会社の事業リスクがグループの事業リスクに対して相当に高くない。
5. グループ連結に対し大きな割合を構成しているか、グループに完全に統合されている。
6. グループの評判、名称、ブランド、またはリスクマネジメントに密接に関連している。
7. 創業から5年以上経過している。
8. 主要グループと名称もしくは同じブランドを共有している。
9. 法務上、規制上、または税務目的で別々に法人化されているが、グループ内の一部門またはプロフィットセンターとして経営されている。
子会社の事業や顧客、地域分布はそのほかのグループにおける主要業務と近似している。
10. 資本構成またはレバレッジが、グループ親会社と同程度もしくはさらに良好である。

4、5、6、7
のうち3つ

8、9、10の
いずれか1つ
以上

親会社の格付けがA、子会社（借手）は「戦略的に非常に重要」に分類される場合



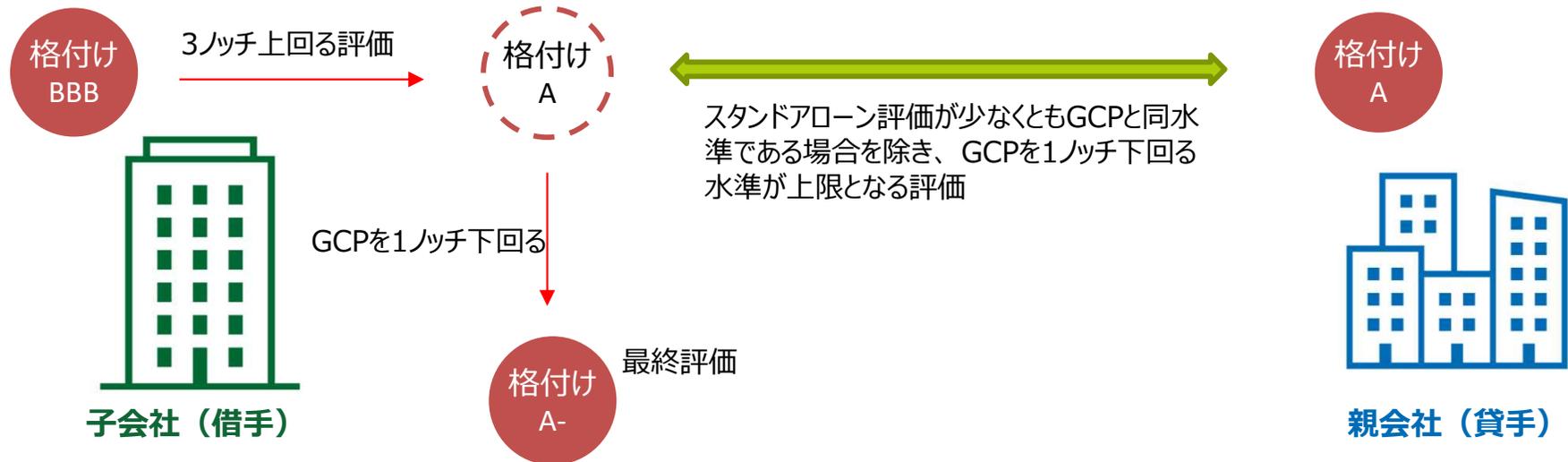
ご参考：S&Pグループ格付け手法（戦略的重要）

S&Pグループ格付け手法を用いた借手の信用力評価

下記の1~4の条件に**全て当てはまる**場合は、グループ内の位置づけ「戦略的に重要(Strategically important)」と分類され、SACPを3ノッチ上回る評価になる。ただし、スタンドアロン評価が少なくともGCPと同水準である場合を除き、GCPを1ノッチ下回る水準が上限となる評価となり得る。

1. 売却される可能性が非常に低い。
2. 好況時にも不況時にも、グループ経営陣からの強力かつ長期の支援のコミットメントがあるか、もしくはそのような支援を引き出す誘因がある。
3. 経営状態がかなり良好であるか、中長期のグループ経営陣の特定のターゲットや収益目標に対する未達となる当面の懸念がない。また、子会社の事業リスクがグループの事業リスクに対して相当に高くない。
4. グループの長期戦略において重要である。

親会社の格付けがA、子会社(借手)は「戦略的に重要」に分類される場合



免責事項

- 本資料記載内容の著作権はすべてフェアコンサルティンググループに帰属します。フェアコンサルティンググループに無断で転載、複製等を行うことはお控えください。また、本資料の内容や見解を、フェアコンサルティンググループの事前の承諾なくWebやSNS等に掲載する等の行為もお控えください。
- 本資料は、日本における関連税法および本資料公開日において有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。フェアコンサルティンググループは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず専門家のアドバイスを受けてください。また、フェアコンサルティンググループの各法人は、本資料に依拠することにより貴社が被った損失について一切責任を負いません。



www.faircongrp.tax

www.faircongrp.com